

仕 様 書

1 業務名

「自分とまちを彩る若者会議」に係る企画・運営業務委託

2 業務目的

令和6年3月に策定した大分市若者活躍推進プランでは、「若者が持つ活力の循環を社会に生み出すとともに、新たな世代にもその活力が循環するまちの実現」を基本方針とし、若者が自らの意思で社会に参画できる環境づくりに取り組んでいる。

本業務は、若者が多世代や多様なコミュニティとつながる中で、様々なチャレンジに向かって踏み出すための一歩を支援するため、活力ある若者が集まる「自分とまちを彩る若者会議（以下「若者会議」と言う。）」を設置し、若者会議において、若者の声を効果的に引き出し、その実現に向けた行動の支援をすることで、若者にまちづくりに参画してもらう仕組みを構築することを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務履行場所

大分市役所会議室他

5 業務内容

若者会議を結成し、グループワークにおいて意見交換を重ねることにより、若者の目線からの市に対する事業やアイデアの提案、及びそのアイデアの実現のための支援を行う。また、若者会議での取組を広く周知するための SNS 投稿等の広報活動も行う。最終成果として、グループワークで話し合った内容や提案をまとめ、行政の関係者に向けた発表会を開催する。詳細は、事前に本市と十分に協議を行い決定する。

■概要

ア．開催日

本市が指定する日とし、開催期間は、概ね令和7年7月から令和7年9月頃とする。

イ．開催回数

5回程度のワークショップと1回の発表会を開催する。

ウ．参加者について

SNS 及びホームページ等を活用した公募を行う。人数は、最大25人程度を基本とするが、応募状況により変動する場合がある。大分市にゆかりのある16歳から29歳までの方を対象とする。

6 業務項目

(1) 若者会議の進め方等の立案

若者会議におけるワークショップやそれに伴うホームワーク等について、立案する。その後、本市の職員に対して、対面で説明（1時間程度）を行うこと。

(2) 若者会議参加者の募集

受注者のSNSアカウントにより若者会議の参加者の募集を行う。その際、受注者によるweb申込フォームでの募集、受付も実施できると好ましい。募集に関しては、本市と受注者が連携して実施することとする。

(3) 若者会議におけるワークショップ

業務履行場所において若者会議を招集し、ワークショップ（資料作成、会場の設営準備、ファシリテーターの配置等）を開催する。なお、ファシリテーターは豊富な経験がある者を配置し、会議の進行管理、若者のアイデアが実際の行動に移されるまでのフォローアップ等に努めること。また、ワークショップで出された意見の集約・記録（写真撮影、会議録の作成等）を行い、SNS運用により広報すること。

(4) 若者会議の活動内容の発表

令和7年10月中旬頃、若者会議が事業提案や企画の発表を行うためのイベントの企画、開催を行う。

(5) 若者会議の分析

若者会議の取組に係る課題を整理し、必要な支援について本市に相談する。また、その他改善点等について本市に提案する。

7 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(3) 資料の事前確認

ワークショップに関する資料については、開催日の10日前までに本市担当職員に提出し、確認を求めること。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、履行期限までに電子データにより大分市市民部市民協働推進課へ納入すること。但し、(1)については、各ワークショップ終了後、14日以内に内容をまとめた報告書を提出すること。

- (1) 若者会議の内容
- (2) コーディネーターの活動報告
- (3) 若者会議の改善等についての提案

※ PDF 形式、MS-Word 形式、MS-Excel 形式など。必要な場合は別途協議すること。

9 著作権

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ては、本市に帰属するものとする。

また、成果物に含まれる構成素材については、本市が二次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

10 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに本市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、本市に報告書を提出するものとする。

11 業務の一括再委託禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上業務の一部を委託することができるものとする。

12 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

13 その他

- (1) 業務内容については、本仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 委託業務を実施するにあたり、本市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて本市の指示により報告を行うこと。
- (3) 特別の事情により業務履行が完了しなかった場合は、本市の求める作業途中の全てのデータを引き渡すものとし、本市と協議の上、出来高払いとする。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議すること。